

令和6年度採用ブランディング支援補助金について（周知）

R6.6 雇用政策課

採用ブランディング支援補助金については、事業目的及び補助要件から、採用活動に取り組むものの、採用に結びつかない企業に対しての補助事業として定められています。

補助要件の確認として、過去の学卒新卒の採用計画・実績等について「事業計画書 - 2. 採用実績」において、記入をお願いしています。

この記入にあたっては、次についてご留意いただきますようお願いいたします。

（高卒採用、中途採用のみで学卒新卒採用活動の実態が確認できない場合は対象外の場合がありますのでご注意ください）

【ご留意事項】

① 事前相談又は審査の過程で採用活動の実態について、確認書類の提出を依頼する場合があります。

※ 確認書類としては過去にハローワーク、大学、短大、高専又は専門学校などに実際に提出された求人票の写しなど、客観的に新卒区分での求人、採用活動を確認できる資料の提出をお願いします。

② 確認書類など、①によって客観的に事実を確認できる資料がご用意いただけない場合は、要件を満たしていないものとして審査対象外、または審査の結果、不採択となる可能性があることを予めご了承ください。

《参考》採用ブランディング支援補助金 交付要綱 抜粋

1. 事業目的（交付要綱第2条）

知事は、誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりに取り組み、都会地の企業に比べ条件面では劣っていないものの、自社の魅力を伝えきれず、採用に結びつかない中小企業等が、若年者へのアピールを意識した採用ブランディングに取り組む場合に、当該企業に対してその経費の一部を補助することにより、中小企業等の採用力向上を図ることを目的としています。

2. 補助対象事業者（交付要綱第4条）

下記の要件を満たし、県内に事務所又は事業所を有する中小企業等*が対象です。（みなし大企業、過去に本補助金を受けた者は除きます）

※ 中小企業等：資本金の額又は従業員の数等による詳細は採用ブランディング支援補助金交付要綱第3条参照

【補助要件】

(1) 下記アからオの全ての条件を満たすこと。

ア～ウ（略）

エ 採用実績

2024年、2023年及び2022年の新規採用実績のうち、採用計画数未達の年があること。
（第二新卒を含む）

オ（略）